

厚生労働大臣が定める揭示事項

●**管理者** 仙波 賢太郎

●**保険医療機関**

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●**指定医療機関**

労災保険指定医療機関、生活保護法指定医療機関、結核(感染症)指定医療機関、
被爆者一般疾病指定医療機関、難病指定医療機関、指定小児慢性疾患特定疾病医療機関

●**四国厚生支局への届出事項**

<基本診療料の施設基準等>

- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

<明細書発行体制等加算について>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

<医療情報取得加算について>

当院は、オンライン資格確認を行う体制を整えております。

当院は、マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

<一般名処方加算について>

当院では後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

<医療 DX 推進体制整備加算について>

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテの情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を予定しております。

<コンタクトレンズ検査料について>

- ・コンタクトレンズ検査料 1

1) 初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的で受診された場合は下記点数を算定いたします。

初診料 291 点

再診料 75 点

2) コンタクトレンズ装用目的の眼科的検査

コンタクトレンズ装用目的で眼科的検査を行った場合は下記点数を算定いたします。

200 点

※厚生労働省が定める疾病（円錐角膜、網膜硝子体疾患、緑内障、視神経疾患、白内障手術などの内眼手術前後、治療目的としたコンタクトレンズ装用など）の診療に関しては、コンタクトレンズ検査料ではなく、通常の眼科学的検査料を算定します。

<保険外負担に関する事項>

当院では証明書・診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

1) 診断書・証明書料

健康診断書・一般診断書・証明書 2200 円（税込）

診断書（特定疾患 臨床調査票） 2200 円（税込）

裁判所用診断書・弁護士会用診断書（複雑なもの） 5500 円（税込）

生命保険用診断書・証明書（死亡診断書・障害診断書・廃疾診断書） 5500 円（税込）

年金関係診断書（眼の障害） 5500 円（税込）

身体障害者用診断書 5500 円（税込）

自動車損害賠償責任保険診断書 5500 円（税込）

自動車損害賠償責任保険明細書 3300 円（税込）

通院証明 1100 円（税込）

労災休業証明書 2200 円（税込）

照会回覧料 2200 円（税込）

面談 5500 円（税込）

2) その他

もし健康保険適応外費用が必要となる場合は事前にその旨を説明します。

<短期滞在手術等基本料 1 について>

白内障手術等の日帰り手術に関して、術後の患者の回復のために適切な専用の病床ならびに看護師の配置など、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。